

# 特定口座のご案内

- 確定申告に便利な特定口座をご利用ください。
- 「源泉徴収あり」の口座をご選択いただくと、確定申告が原則不要になります。  
また、「源泉徴収なし」の口座をご選択いただいた場合も、ご換金取引に係る確定申告が簡単になります。



\* 「特定口座」をお申込みいただく際には、次の書類等をご用意ください。

- 特定口座開設届出書 (※届出書は当金庫にご用意しています)  
兼 特定口座源泉徴収選択届出書 兼 源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書
- 本人確認書類等 (新規購入で投信口座を開設する場合などで「個人番号」のお届けが過去にされていない場合は個人番号のお届けが必要です。)
  - ・ 運転免許証 ・ 各種健康保険証 ・ 住民票の写し 等 (顔写真のない書類の場合2種類の書類で確認させていただきます。(※有効期限の定めがあるものは有効期限内のもの、有効期限の定めがないものは6か月以内に作成されたもの))
- ※ 個人番号のお届けには「個人番号カード」、「通知カード」、「個人番号記載の住民票」のいずれかが必要になりますので、本人確認書類と共にご用意ください。
- 投信取引口座のお届出印 (指定預金口座と同一の印鑑)

《ご注意》 ※当資料は令和元年8月時点で公表されている情報や税法等に基づいて作成しており、その正確性、安全性を保証するものではなく、今後税制改正等に伴い内容が変更となる場合がございます。

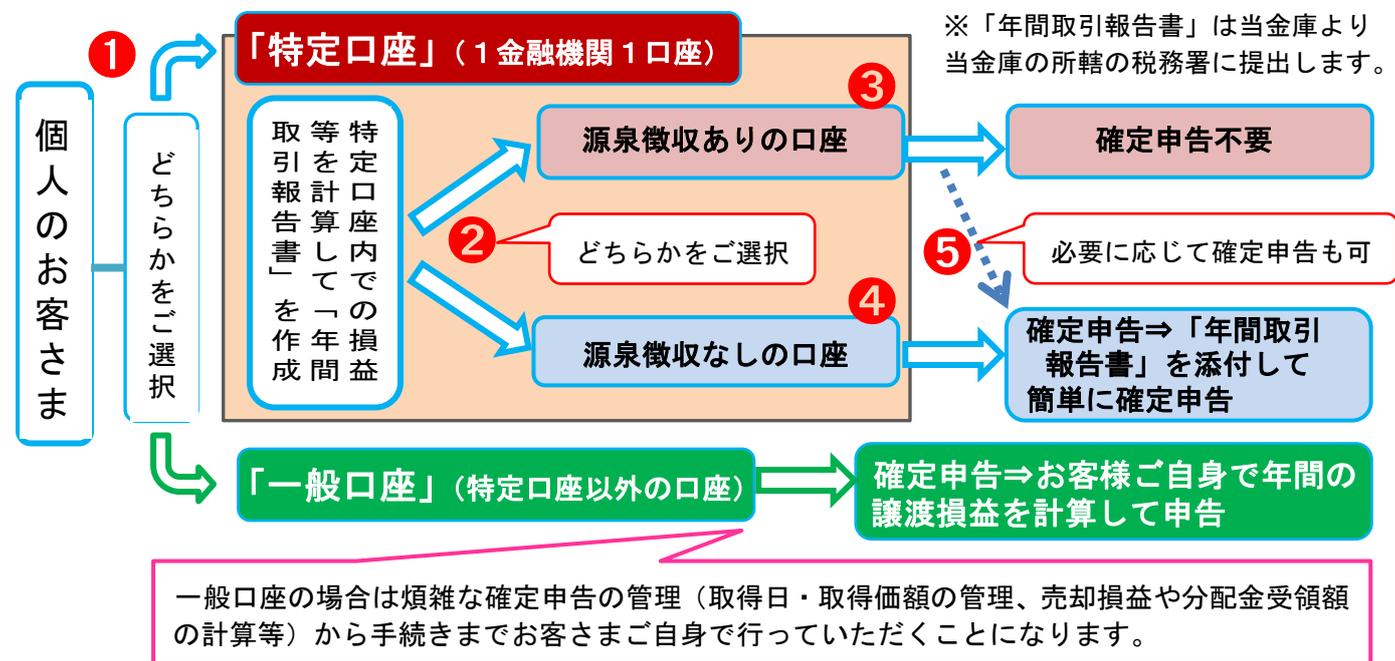
また、当資料は当金庫が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。  
※税制の詳細については、国税庁、税務署、税理士等の専門家へご相談ください。

東春信用金庫

商号等 : 東春信用金庫  
登録金融機関 東海財務局長 (登金) 第52号  
加入協会 : 加入協会なし

令和元年10月

**特定口座の仕組み** 個人のお客さまが公募投資信託や特定公社債（国債）を換金され、利益が出た場合は、原則確定申告が必要ですが、「特定口座」をご利用いただきますと、当金庫がお客さまに代わって損益等の計算、納税の代行を行います。特定口座での所得金額等を計算した「年間取引報告書」を作成しますので、お客さま自身での煩雑な計算作業等をすることなく簡易に確定申告を行うことができます。また、「源泉徴収あり」の口座を選んでいただきますと確定申告が原則不要となります。



- ① 「特定口座を開設していただきます。
- ② 「源泉徴収あり」口座と「源泉徴収なし」の口座のどちらかを選択していただきます。  
源泉徴収「あり・なし」の変更は、その年最初のご換金取引等（買付・解約・償還）を行った日または分配金の支払いが確定した日まで可能です。その翌日以降は年内の変更は不可です。
- ③ 「源泉徴収あり」の口座の場合は確定申告が原則不要となります。
- ④ 「源泉徴収なし」の口座の場合は原則として確定申告が必要となります。
- ⑤ 「源泉徴収あり」の口座をご選択後も、一般口座で生じた譲渡損益や他の金融機関の特定口座との損益通算、損失の繰越控除を行う場合など必要に応じて確定申告を行えます。

※当金庫の特定口座で計算されるのは、当金庫の特定口座に預けられた公募投資信託および特定公社債（国債）の換金（解約・買取）請求および償還による譲渡損益です。また、「源泉徴収あり」の口座では分配金（普通分配金）や利子・中途換金調整額等も計算され、換金等により譲渡損失が生じた場合には自動的に損益通算されます。

### 特定口座のメリット

- ☑ 「源泉徴収あり」の口座では、確定申告が原則不要になります。「源泉徴収あり」口座での換金取引等および分配金に対して、源泉徴収または損益通算による還付を自動的に行います。  
源泉徴収された税金は、当金庫がお客さまに代わって自動的に納付します。
- ☑ 当金庫は「年間取引報告書」を作成し、翌年1月末まで（年度の途中で特定口座を廃止した場合はその翌月末まで）にお客さまのお届けの住所にご郵送いたします。「源泉徴収なし」の口座の場合は、お客さまはこれを添付することにより確定申告の手続きを行うことができます。
- ☑ 一般口座で生じた譲渡損益や他の金融機関の特定口座との損益通算、損失の繰越控除を行う場合などに確定申告が容易になります。

# 税制等のポイント (以下の税制等は、国内に居住されている個人の方へ向けたものです。)

## 特定/一般口座の税率等について

令和元年8月現在の税制に基づき作成したものであり、今後税制改正等に伴い内容が変更となる場合がございます。

- **譲渡益** (投資信託・利付国債等) にかかる税率 **申告分離課税**  
20.315% (所得税 15.315%、住民税 5%)、
- **配当等** (投資信託普通分配金・個人向け/利付国債利子等) にかかる税率 **申告分離課税** (投信の普通分配金は総合課税の選択も可)  
20.315% (所得税 15.315%、住民税 5%)、自動的に源泉徴収され確定申告不要 (確定申告不要制度の対象)
- 「源泉徴収あり」の特定口座をご利用の場合の源泉徴収税率  
20.315% (所得税 15.315%、住民税 5%)、**確定申告不要** (必要に応じて確定申告も可)

■ **参考** NISA (少額投資非課税制度) 口座をご利用の場合の譲渡益・配当等にかかる税率 **非課税**  
 ※NISAとは、NISA口座で保有する公募株式投資信託等から得られる配当・譲渡益が非課税となる税制優遇制度です。日本に住む20歳以上の方が対象で、特定口座とは別に開設するNISA口座で新規に購入した公募株式投資信託等が対象です。「一般NISA」は2023年12月末までの期限で毎年上限120万円を最長5年間・最大600万円、「つみたてNISA」は2037年12月末までの期限で定期的な積立式で適格ファンドを毎年上限40万円を最大800万円買付できます。  
 ※なお、NISA口座 (年ごとに一般NISAまたはつみたてNISAを選択可) の開設はお1人1口座、1金融機関に限られます。  
 ※NISAについて詳しくは当庫ホームページや専用のパンフレットをご覧ください。

## 「損益通算の対象」と「3年間の損失繰越し制度」

- 公募株式投資信託および特定公社債等 (国債) の譲渡益は譲渡所得となっており他の譲渡損と損益通算が可能です。また、国内公募株式投資信託の普通分配金および特定公社債等の利子等は、譲渡損との損益通算 (※1) も可能です。
- 確定申告を行うことにより一般口座での譲渡損益や他の金融機関の特定口座等との間で損益通算や3年間の損失繰越し (※2) ができます。

### 《損益通算の対象》

損失	利益	譲渡益	(普通)分配金、利子等
譲渡損		○ (損益通算可能)	○ (損益通算可能)

- (※1) 「損益通算」とは、年内の株式・投資信託・特定公社債等売買益 (譲渡益)、配当等を他の株式・投資信託・特定公社債等売買損 (譲渡損) と通算し課税所得の減算により税額を減らすことのできる制度です。  
 ④ 損益通算を行う場合の配当所得は、申告分離課税の選択 (確定申告) が必要です。ただし「源泉徴収あり」の特定口座により分配金を受け入れられておられるお客様は自動的に損益通算されますので確定申告は原則不要です。
- (※2) 「3年間の損失繰越し」とは、株式・投資信託・特定公社債等の譲渡損のうち、その年に控除しきれない金額については翌年以後3年間にわたり、株式・投資信託・特定公社債等の譲渡益、配当等から繰越し控除することができる制度で、この制度を受けるには確定申告が必要です。また、「源泉徴収あり」の特定口座をご利用の場合でも3年間の損失繰越し制度を受けるには確定申告が必要です。  
 ④ NISA口座で譲渡損が生じてても他の特定口座や一般口座との損益通算と損失の繰越し控除はできません。

## 特定口座年間取引報告書、支払調書について

- 特定口座について「特定口座年間取引報告書」が税務署に提出されます。
- 分配金、利子の支払調書は受取金額にかかわらず税務署に提出されます。(ただし、「源泉徴収あり」の口座に受け入れた分配金、利子は年間取引報告書に記載され、支払調書は提出されません。)

「特定口座年間取引報告書」	源泉徴収ありの口座	譲渡代金分	提出されます
		分配金、利子の支払分	分配金、利子の額が年間取引報告書に記載されます
	源泉徴収なしの口座		提出されます
分配金、利子の「支払調書」			支払金額にかかわらず提出されます ただし「源泉徴収あり」の口座に受け入れた分配金、利子については提出されません (年間取引報告書に記載)
一般口座の譲渡代金の「支払調書」			提出されます

## 特定口座のご留意事項

- 特定口座の開設は、個人のお客さまでかつ国内に居住されている方のみで1金融機関に1口座のみとなります。当金庫ですでに特定口座をご開設済の場合はお申込みになれませんのでご注意ください。また、投信取引口座を開設されているお取引店のみでの受付となります。
- 特定口座での所得金額の計算の基準日は受渡日です。従って、特定口座の損益計算の対象となるお取引は、年初第1営業日から年末の最終営業日が受渡日となるお取引までとなります。
- 特定口座を開設いただく前に行われた分配金の支払、または換金取引につきましては、特定口座での所得金額の計算の対象とすることはできません。
- 特定口座開設後の公募投資信託および国債のご購入は、原則として特定口座を通じて行います。
- 特定口座に預け入れできるのは、公募投資信託および特定公社債（国債）です。なお、当庫は公社債投資信託や個人向け国債以外の公社債の取扱いはしていません。  
※「特定口座」へのお預け入れは、新規にご購入される投資信託・国債が対象となっています。
- 特定口座では、解約・償還損益および買取請求による譲渡損益が計算されます。また、「源泉徴収あり」の特定口座では分配金（普通分配金）の所得金額も計算されます。
- 確定申告をされた場合は、配偶者控除、扶養控除等の適用に影響を与える場合があります。
- 国民健康保険の保険料は自治体によって計算方法が異なるため、確定申告することで保険料が変わる場合があります。詳しくはお住まいの市区町村までお問い合わせください。

## 投資信託にかかるご留意事項

- 投資信託は預金、保険契約ではありません。また、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、当金庫が取扱う投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。
- 当金庫は販売会社であり、投資信託の設定・運用は委託会社が行います。
- 投資信託は、元本および利回りの保証はありません。組入有価証券等の価格下落や組入有価証券等の発行者の信用状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、元本欠損が生じることがあります。また、外貨建て資産に投資する場合には、為替相場の変動等の影響により基準価額が下落し、元本欠損が生じることがあります。
- 投資信託の運用による利益および損失は、ご購入されたお客さまに帰属します。
- 投資信託のご購入時には、買付時の1口あたりの基準価額（買付価額）に最大3.30%の購入手数料（消費税込み）、約定口数を乗じて得た額をご負担いただきます。換金時には、換金時の基準価額に最大0.30%の信託財産留保額が必要となります。また、これらの手数料等とは別に投資信託の純資産総額の最大年約1.848%（消費税込み）を運用管理費用（信託報酬）として、信託財産を通じてご負担いただきます。その他、詳細につきましては、各ファンドの投資信託説明書（交付目論見書）等をご覧ください。なお、投資信託に関する手数料の合計は、お申込金額、保有期間等により異なりますので表示することはできません。
- 投資信託には、換金期間に制限のあるものがあります。
- 投資信託の取得のお申込みに関しては、クーリングオフ（書面による解除）の適用はありません。
- 投資信託のご購入にあたっては、予め最新の投資信託説明書（交付目論見書）および目論見書補完書面等（当金庫の投資信託取扱店窓口等にご用意しています）を必ずご覧ください。